



東京弁護士会



Tokyo Bar Association

東京弁護士会とは

あなたにとって身近な弁護士会をめざしています
基本的人権の擁護と社会正義の実現のために

東京弁護士会は、1893年（明治26年）に創立された、長い歴史を有する弁護士会です。刑事弁護、子ども、高齢者、障がい者、女性、消費者、犯罪被害者、外国人、公害・環境など、あらゆる分野の人権問題に取り組むほか、市民のみなさんが利用しやすいように、法律相談サービスを拡充しています。

また、人権擁護の観点から、適正な司法制度の実現、立法その他の施策が具体化するように声明や意見書を発表したり、法務省や裁判所とも協議したりしています。

自治組織として、弁護士や弁護士会の改革も積極的に進めています。

弁護士自治とは

弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命としますが（弁護士法第1条）、この使命を実現するために、弁護士会には、裁判所、検察庁、その他行政官庁から独立した完全な自治権が認められています。

この弁護士自治の内容として、(1) 弁護士会による弁護士登録、(2) 弁護士会による弁護士に対する指導・監督と懲戒、(3) 弁護士会への強制加入制度等が挙げられます。

東京弁護士会の弁護士自治の一環としての活動

東京弁護士会では、弁護士自治の一環として、次のような活動を行っています。

市民窓口

東京弁護士会の会員に対する苦情を、弁護士が電話と面接により対応する市民窓口を常設しています。市民窓口では、弁護士に対する懲戒申立てや紛議調停手続の案内もしています。

弁護士との紛議調停

東京弁護士会の会員と依頼者等との紛争を、話し合いで解決する紛議調停の制度を設けています。依頼者等の申立てを受けると、紛議調停委員会が話し合いの場を設定し、調停を行います。

懲戒

東京弁護士会の会員である弁護士又は弁護士法人が弁護士法に違反するなどの非行行為があった場合には、東京弁護士会による懲戒処分の対象となります。懲戒処分には、(1) 注意を行う戒告、(2) 最長2年間弁護士業務を行うことを禁止する業務停止、(3) 東京弁護士会を退会させる退会命令、(4) 弁護士の身分を失い3年間は弁護士となる資格も失う除名の4種類があります。懲戒処分は、申立人からの懲戒請求を受け、綱紀委員会の調査と懲戒委員会の審査に基づき、東京弁護士会が決定し、会長が被懲戒会員に告知します。

弁護士会とは

弁護士会とは、弁護士法という法律に基づいて設立された弁護士の団体です。弁護士と弁護士法人は、法律事務所がある地方裁判所の管轄区域に設けられている弁護士会に必ず加入しなければなりません（強制加入団体）。弁護士会は、地方裁判所の管轄区域ごとに設立されていますが、東京都には沿革的に三つの弁護士会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三会」といいます）があります。

東京弁護士会の主な活動

Activity

委員会活動

ページ

4

Advice

法律相談・弁護士紹介・紛争解決

6

Support 1

公設事務所の支援

7

Support 2

刑事事件・少年事件への取り組み

8

Education & Training

法教育

法曹養成・弁護士研修

9

Public relations

東京弁護士会人権賞

国際活動

広報

10

Activity

東京弁護士会の主な活動

委員会活動

東京弁護士会には、様々な委員会が設置されています。委員会は、調査・研究、啓発活動、各種センターの運営等、それぞれの委員会の目的に沿って、実践的に活動しています。資格審査会、懲戒委員会、綱紀委員会、選挙管理委員会は、公正さを担保するため独立した機関にしています。

人権擁護活動への取り組み

- ・ 人権擁護委員会
- ・ 子どもの人権と少年法に関する特別委員会
- ・ 高齢者・障害者の権利に関する特別委員会
- ・ 消費者問題特別委員会
- ・ 憲法問題対策センター
- ・ 刑事弁護委員会
- ・ 刑事法対策特別委員会
- ・ 犯罪被害者支援委員会
- ・ 両性の平等に関する委員会
- ・ 外国人の権利に関する委員会
- ・ 公害・環境特別委員会
- ・ 民事介入暴力対策特別委員会
- ・ 骨髄等提供同意立会特別委員会

法律相談・弁護士紹介・紛争解決

- ・ 法律相談センター運営委員会
- ・ 紛争解決センター運営委員会
- ・ 住宅紛争審査会運営委員会
- ・ 公益通報者保護特別委員会

司法制度・法曹養成・法教育への取り組み

- ・ 司法改革総合センター
- ・ 裁判員制度センター
- ・ 公設事務所運営特別委員会
- ・ 弁護士任官推進委員会
- ・ 裁判官の職務情報提供推進委員会
- ・ 法廷委員会
- ・ 法制委員会
- ・ 民事訴訟問題等特別委員会
- ・ 労働法制特別委員会

Close-up

人権擁護委員会

人権擁護委員会は、「人権侵犯についての調査、情報の収集及び自由人権思想の普及高揚」を行うことを目的として活動しています。事件部会では、市民のみなさんから人権侵犯の救済申立を受け付け、その調査を行っています。また、専門部会では、報道と人権の問題、沖縄問題、国際人権問題、ハンセン病問題、再審、格差問題等の分野別に様々な調査・研究活動を行っています。

Close-up

子どもの人権と少年法に関する特別委員会

子どもの人権と少年法に関する特別委員会は、子どもの人権 110 番（電話相談）、面談相談を実施しています。また、子どもに関する人権救済申立事件を受理する、子どもの人権救済センターを運営しています。子どもの人権救済センターは、虐待や非行等のために居場所のない子どもたちのためのシェルター（避難所）であるカリヨン子どもセンターとも連携しています。その他、本委員会は、子どもの福祉に関する問題、少年事件における司法手続の調査・研究活動、少年事件付添人活動に関する支援活動、学校問題に関する調査・研究活動等も行っています。子どもたちと弁護士がつくるお芝居「もがれた翼」の公演活動等を通じた子どもの権利擁護に関する啓発・広報活動も行っています。

- ・司法修習委員会
- ・法曹養成センター
- ・法教育センター運営委員会

弁護士自治・業務改善のための活動

弁護士等の資格、懲戒、苦情に関する委員会

- ・資格審査会
- ・懲戒委員会
- ・綱紀委員会
- ・市民窓口委員会
- ・弁護士倫理特別委員会
- ・非弁護士取締委員会
- ・紛議調停委員会

弁護士業務・研修に関する活動

- ・弁護士業務改革委員会
 - ・税務特別委員会
 - ・弁護士業務妨害対策特別委員会
 - ・弁護士研修センター運営委員会
 - ・中小企業法律支援センター
 - ・リーガルサービスセンター
- (弁護士活動領域拡大推進本部)

弁護士会を支える活動

- ・人事委員会
- ・財務委員会
- ・総務委員会
- ・厚生委員会
- ・広報委員会
- ・会館委員会
- ・国際委員会
- ・会務活動等運営特別委員会
- ・新進会員活動委員会
- ・選挙管理委員会
- ・若手会員総合支援センター
- ・災害対策委員会

Close-up

4

消費者問題特別委員会

消費者問題特別委員会は、東京弁護士会が行う消費者問題法律相談を担当する弁護士に対する研修会の実施、消費者問題法律相談に対する回答の適正化とスキルアップのための「消費者相談事例研究会」の開催、東京三会共同での消費者問題110番実施等の法律相談活動を行っています。また、大型消費者被害事件が発生した場合には、被害者救済のために、被害対策弁護団の早期結成を促し、弁護団発足の際の支援活動を行っています。さらに、消費者保護関連法の改正に向けた地方議会への陳情活動、法案、政省令案に対する意見書の作成等の立法関連活動も行っています。都内の高校に講師を派遣し、消費者教育講座も実施しています。

Close-up

3

高齢者・障害者の権利に関する特別委員会

高齢者・障害者の権利に関する特別委員会は、高齢者及び障がい者の権利擁護、財産管理・身上監護に関する支援、その他迅速かつ適切な法的支援を行うことを目的として、成年後見制度をはじめとする高齢者・障がい者の権利に関する研究活動、会員に対する研修及び広報活動、家庭裁判所、地方公共団体及び民間団体との連携・協議等を行っています。また、東京弁護士会高齢者・障害者総合支援センター（オアシス）の運営を行っています。オアシスは、高齢者・障がい者及びその関係者に対し、成年後見制度の利用の支援を含む財産管理・身上監護に関する法律相談及び法的支援を行っています。また、高齢者虐待防止法に関して、自治体からの要請により、虐待の対応や判断に関わるケース会議等に出席し、法的助言を行う等の活動もを行っています。



Advice

東京弁護士会の主な活動

法律相談・弁護士紹介・紛争解決

弁護士は、みなさんが抱える問題について、適切な対処方法、解決策を法律の専門家としてアドバイスしています。また、事件や紛争が起こってからではなく、未然に社会生活上の争いごとを防ぐ活動も弁護士の重要な役割の一つです。

1. 法律相談

東京弁護士会は、都内に各種法律相談センターを設置して、様々な相談に対応できるようにしています。また、各種電話相談、特別相談窓口の設置も行っています。

特別相談

消費者／労働／医療過誤／外国人／債務整理／女性のための法律相談（セクハラ・DV含む）／生活保護／高齢者・障がい者／犯罪被害者／子ども／公害・環境／民事介入暴力（暴力団等）／公益通報
※面接相談のほか、高齢者・障がい者／犯罪被害者／子ども／公害・環境／公益通報は電話相談も行っています。

2. 弁護士紹介センター

東京弁護士会弁護士紹介センターは、問題を抱える市民や企業・諸団体の求めに応じて、特定の分野・部門について、経験のある弁護士を紹介しています。また、顧問弁護士の紹介や、団体や企業の要望を受けて法律相談員や講師を担当する弁護士も紹介しています。中小企業法律支援センターを設置し運営を開始しています（2014年2月）。

各種法律相談センター

(1. から 5. は東京三会で運営)

1. 新宿総合法律相談センター
2. 蒲田法律相談センター
3. 霞が関法律相談センター
4. 立川法律相談センター
5. 八王子法律相談センター
6. 池袋法律相談センター
7. 北千住法律相談センター
8. 錦糸町法律相談センター
9. 渋谷パブリック法律相談センター

3. 裁判外紛争解決機関

東京弁護士会は、「第三者を間に入れてもめごとを解決したい」「公平な第三者の迅速な判断がほしい」という方のために、裁判外紛争解決機関（ADR）として、紛争解決センターや住宅紛争審査会を設置・運営しています。

紛争解決センター

借地借家のトラブル、隣近所のもめごと、売買・請負に関する紛争、家族や親族間のもめごとなど身近な問題や、医療ADRにも取り組んでいます。

住宅紛争審査会

住宅性能表示制度に基づく建設住宅性能評価書が発行されている住宅に関する売買契約や請負契約、及び住宅瑕疵担保履行法に基づく保険付き住宅等の紛争について、あっせん、調停及び仲裁を行っています。



Support 1

東京弁護士会の主な活動

公設事務所の支援

東京弁護士会は、公設事務所運営基金を設け、開設費用の負担及び運営費の貸付等の支援を行っています。

公設事務所の設置目的

東京弁護士会が支援する公設事務所は、以下の様々な目的で活動しています。

- ・ 地域の法的需要への対応
- ・ 弁護士から裁判官への任官推進
- ・ 刑事弁護態勢の充実・強化
- ・ 過疎地型公設事務所への弁護士派遣
- ・ 判事補・検察官の他職経験希望者の受け入れ
- ・ 法科大学院の臨床教育への支援
- ・ 法テラス(日本司法支援センター)常勤弁護士の養成 等

公設事務所の支援

東京弁護士会は、下記の公設事務所を支援しています。

- ・ 弁護士法人東京パブリック法律事務所(池袋)
 弁護士法人東京パブリック法律事務所三田支所(田町)
- ・ 弁護士法人北千住パブリック法律事務所(北千住)
- ・ 弁護士法人渋谷パブリック法律事務所(渋谷)
- ・ 弁護士法人多摩パブリック法律事務所(立川)

法テラスの活動に協力

法テラスは、総合法律支援法に基づき設立された法人で、正式名称は日本司法支援センターといます。法テラスでは、法的トラブルの紛争解決に役立つ情報を無償で提供する情報提供業務、資力の乏しい方が法的トラブルにあったときに、無料法律相談を行い、また、弁護士費用の立替えを行う民事法律扶助業務等を行っています。東京弁護士会は、法テラスの活動に協力しています。

弁護士任官活動 他職経験受入活動

東京弁護士会は、弁護士任官推進委員会が中心となって、裁判官になることを希望する弁護士を募集し、希望者の調査及び審査、推薦を行っています。また、公設事務所運営特別委員会が中心となって、裁判官(判事補)・検察官が原則2年間弁護士登録をして弁護士職務を経験する他職経験制度について支援を行っています。

外側をひまわり、内側にははかりをデザインした記章。ひまわりは正義と自由、はかりは公正と平等を表している



Support 2

東京弁護士会の主な活動

刑事事件・少年事件への取り組み

東京弁護士会は、当番弁護士制度、国選弁護人制度、少年当番付添人・国選付添人制度を通じて、被疑者、被告人、少年を支援しています。また、犯罪被害者に対する支援も行っています。

当番弁護士

当番弁護士は、電話1本で、刑事事件で警察に逮捕された被疑者に、一回目に限り無料で直ちに面会（接見）します。黙秘権（自己の意思に反して供述を強要されない権利）等被疑者の重要な権利や、今後の刑事手続の流れや事件の見通しについて説明し、その他の様々な被疑者の不安や疑問に答えます。

東京弁護士会は、東京三会共同で、東京三弁護士会当番弁護士センターを運営しています。同センターでは、当番弁護士名簿の作成・管理、派遣要請等を行っています。

当番弁護士に面会后、引き続き弁護を希望する被疑者は、その旨当番弁護士に相談することができます。弁護士費用の支払いが経済的に無理な方のためには、弁護士費用を援助する刑事被疑者弁護援助制度を利用できる場合がありますので、当番弁護士に相談してください。

犯罪被害者支援

東京弁護士会は、東京三会共同で犯罪被害者支援センターを設置し、電話相談・面談を通じて、一定の犯罪行為の被害者の心理的・精神的負担に関する支援を行っています。

また、一定の犯罪については、被害者やご遺族の方が、刑事裁判に参加することができるようになりました。刑事裁判に参加する場合、弁護士にサポートを頼むことをお勧めします。経済的に資力の乏しい方たちは、国選の弁護士を頼むこともできます。

東京弁護士会は、国選の被害者参加弁護士の名簿を作成・管理しています。

国選弁護人

被疑者・被告人は、いつでも弁護人を選任することができます。貧困等の理由で弁護士を頼めない被疑者・被告人のために、国が選任する弁護人のことを国選弁護人といいます。

被疑者・被告人には、裁判所から弁護士選任についての質問書が送付されますので、貧困である等の理由を記載して返送することにより、国選弁護人が選任されることとなります。

東京弁護士会は、被疑者国選を重い事件と軽い事件に分け、裁判員裁判には応援者を付す等し、国選弁護人名簿を作成・管理しています。

少年事件への取り組み

少年当番付添人・国選付添人

少年事件については、家庭裁判所送致後、観護措置決定によって身柄の拘束を受けている全ての少年に対し、裁判官から、無料で弁護士と面会することができる旨を告知してもらい、面会要請を受けて、当番付添人（弁護士）が出動します。成人同様に弁護士費用の支払いが経済的に無理な方のためには、刑事被疑者弁護援助制度を利用する等して少年の付添人となる少年当番付添人制度（全件付添人制度）があります。また、一定の重大事件については、国選付添人がつけられます。

東京弁護士会は、少年当番付添人名簿、国選付添人名簿を作成・管理しています。

Education & Training

東京弁護士会の主な活動

法教育

法教育とは、法律の専門家ではない一般の方々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を理解するための教育をいいます。

東京弁護士会は、法教育センター運営委員会をはじめ各種委員会が、以下のことを実施しています。

- ・憲法、消費者問題、いじめ、男女平等、環境、労働等に関する学校出張授業
- ・出張刑事模擬裁判指導
- ・刑事裁判傍聴引率・解説
- ・「ルールづくり」授業の実施
- ・ジュニアロースクール、冬休み裁判傍聴会等の企画



東京弁護士会の主な活動

法曹養成・弁護士研修

東京弁護士会は、毎年多数の司法修習生を受け入れ、修習カリキュラムを提供しています。
また、弁護士に対する継続的な研修も行っています。

司法修習生の指導

東京弁護士会は、司法修習委員会が中心となって、毎年150名近くの司法修習生を受け入れ、配属先の法律事務所での個別修習、合同修習、選択型実務修習等のカリキュラムを提供しています。

弁護士研修

(新規登録弁護士研修・その他の弁護士研修)

東京弁護士会は、弁護士研修センター運営委員会が中心となって、会員の継続的な研修を実施するとともに、法律の専門分野についてその研究を深めてもらうこと等を目的として、一般研修講座、専門講座等各種の研修講座を開催しています。
また、新規登録弁護士のために、クラス別研修をはじめとした新人研修講座も実施しています。

裁判員制度センター

東京弁護士会の裁判員制度センターは、裁判員制度に関する講師派遣等の広報活動の他、研修等を通じて裁判員裁判に対応できる弁護士の養成、裁判員制度の適正な運用を目的とした検証を行っています。

Public relations

東京弁護士会の主な活動

東京弁護士会人権賞

東京弁護士会人権賞は、基本的人権の定着、発展に寄与することを目的として1986年に制定され、人権擁護活動に尽力されてきた方々(本会の会員及び民間の個人・グループ・団体)を毎年表彰しています。在野の人権擁護活動に光をあて、地道に努力を積み重ねてきた方々を励まし、人権擁護活動がより一層活発になることを目指しています。

人権賞の対象者

- ・ 人権侵害に対する救済活動－例えば、再審、えん罪事件の弁護活動等－
- ・ 国際的な人権擁護活動
- ・ 人権にかかわる立法への貢献又は阻止活動
- ・ 人権思想の確立のための研究、啓発活動
- ・ 公害・社会福祉の分野における人権擁護活動
- ・ その他、新しい人権の確立のための活動、広く人権に関する活動

東京弁護士会の主な活動

国際活動

東京弁護士会は、国際委員会が中心となって、弁護士と外国法事務弁護士との交流、東京三会による国際セミナー・パーティーの開催、世界大都市弁護士会会議への参加、海外の都市弁護士会との定期交流、国際法曹協会(International Bar Association)への参加等を行っています。

2007年3月には、シカゴ弁護士会と、2010年6月には、パリ弁護士会と、2012年2月に香港大律師公會・香港律師會との間で友好協定を締結しました。

東京弁護士会の主な活動

広報

東京弁護士会は、広報委員会が中心となって、様々な広報活動を行っています。東京弁護士会のウェブサイト・ツイッターでは、市民や会員向けに情報提供を行っています。市民交流部会では、公募した市民交流会メンバーの方々を対象とし、刑事裁判傍聴、裁判官や検察官、弁護士との懇談会等司法に関する様々なイベントを行っています。東京弁護士会の会報「LIBRA」には、弁護士会における活動や最近の司法の動き、法律の改正や事件処理のノウハウ等会員が弁護士業務を行う上で役に立つ特集記事を掲載しています。

東京弁護士会の歴史

1872(明治 5)	代言人(弁護士の前身)制度発足
1876(明治 9)	代言人免許制度開始
1880(明治 13)	代言人組合加入を義務付け 東京代言人組合(東京弁護士会の前身)結成
1893(明治 26)	弁護士法(旧々法)制定 ・弁護士の名称採用 ・弁護士試験制度の新設 ・弁護士会への強制加入制度 東京弁護士会創立
1933(昭和 8)	弁護士法(旧法)改正 ・弁護士の法律事務独占 ・実務修習制度新設 ・女性に資格付与
1946(昭和 21)	憲法公布
1949(昭和 24)	弁護士法(現行)制定 ・弁護士自治 ・強制加入と懲戒権
1987(昭和 62)	外国弁護士特別措置法施行
1995(平成 7)	新弁護士会館(現会館)完成
1998(平成 10)	多摩支部設置



多摩支部とは

1998年4月に多摩支部を設置し、東京三会で協力して多摩地域の市民のリーガルサービスの需要に応えるとともに、同地域の会員に対するサービスを提供しています。八王子法律相談センター及び立川法律相談センターにて法律相談を行うほか、多摩地区の自治体や社会福祉協議会の法律相談において、相談担当の弁護士を派遣しています。

東京弁護士会のしくみ



あなたにとって身近な弁護士会を
めざしています



東京弁護士会



東京弁護士会

〒100-0013

東京都千代田区霞が関1丁目1番3号

弁護士会館6階

電話 03-3581-2201 (代)

<http://www.toben.or.jp/>



東京弁護士会多摩支部

〒190-0014

東京都立川市緑町7番地の1

アークバス立川高松駅前ビル2階

電話 042-548-3800 (代)

<http://www.tama-b.com/>